

背景

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で取りまとめた「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」において、7ワクチンの接種促進及びロタウイルスワクチンの評価の必要性について提言された。
- 今般の予防接種法改正において、3ワクチン(Hib、小児肺炎球菌、HPV)が定期接種の対象疾病に追加されたが、引き続き4ワクチン(水痘、おたふくかぜ、成人肺炎球菌、B型肝炎)及びロタワクチンについて、定期接種化も含めた検討が行われている。
なお、ロタウイルスワクチンについては、平成23年7月にロタリックスが、平成24年1月にロタテックが承認され、既に任意接種として接種が行われているほか、一部自治体において助成事業が実施されている。
- 現在、水痘、おたふくかぜ、成人肺炎球菌、B型肝炎については感染症法の届出対象疾病になっているが、ロタウイルスによる胃腸炎症例については感染性胃腸炎として報告されている。今後、ワクチン接種の影響で、疾病の発生動向は大きく変化する可能性があり、ロタウイルスについても、その動向を十分に把握できる体制を講じておく必要がある。

対応方針

- ロタウイルスワクチン導入の効果が最も顕著に表れるのは、重症ロタウイルス胃腸炎の減少であると推定される。したがって、ロタウイルス胃腸炎を基幹定点の届出対象に追加して、主として重症例の発生動向を把握することによりワクチン評価を行うこととする。
 - ー 入院を要する症例では、殆どの場合、迅速診断キットによる病原体検査が実施されている現状を踏まえ、検査陽性例を届出対象とする。

対応

- **基幹定点***の届出対象疾病に「ロタウイルス胃腸炎」を追加してはどうか。【省令改正】

* 全国約500カ所の内科及び外科の診療科を持ち、小児科医療及び内科医療を提供している300床以上の病院

スケジュール

- 実施時期:2013年10月を目途としてはどうか。(※感染性胃腸炎は例年初冬から発生数が増加している。)

ロタウイルスサーベイランス変更案のイメージ

【変更前】

ロタウイルス胃腸炎

小児科定点把握

(※感染性胃腸炎として届出)

現状のまま

【変更後】

ロタウイルス胃腸炎

小児科定点把握

(※感染性胃腸炎として届出)

ロタウイルス
胃腸炎の
基幹定点化

基幹定点把握

※ロタウイルス胃腸炎として届出

- ・胃腸炎症状があり、
 - ・迅速診断検査陽性の症例
- を届出対象とする

※ 感染症法施行規則第6条を改正